

# 正 車返西住宅管理組合定期臨時駐車場契約書

車返西住宅管理組合（以下「甲」とする。）と車返西住宅居住者

\_\_\_\_号棟\_\_\_\_号室\_\_\_\_\_（以下「乙」といいます。）

とは、甲の管理する団地内\_\_\_\_号棟\_\_\_\_番 駐車場に、乙の保有する下記の自動車を駐車するための契約を以下の通り締結します。

（1）車名 \_\_\_\_\_

（2）車種 \_\_\_\_\_

（3）車両登録番号 (記入例) 多摩 555 よ 8571

--	--	--	--

## 第1条（駐車場の利用）

乙は、空き駐車場がある場合、駐車場の利用を1か月単位で、3か月以上継続することができます。

## 第2条（契約の期間および更新）

本契約の有効期間は、202年 月 日から3か月間とします。

但し、契約3か月後の202年 月 日以降、甲乙いづれよりも解約の申し出のない場合は、1か月単位の自動更新とします。

2. 甲の事前通知により、次の要件が発生した時点で車の駐車位置変更、又は、契約の解除ができるものとします。

- (1) 棟前駐車場の入れ替え抽選が行われる時。 ····· (1か月前の事前通知)
- (2) 空き駐車場が不足してきた時。 ········· (3か月前の事前通知)
- (3) 駐車場運営に変更が生じた時。 ········· (3か月前の事前通知)

3. 契約締結の証として契約書を2通作成し、甲乙は署名と捺印をし、各自1通を保有します。

## 第3条（駐車料金）

駐車料金は、1日を300円、月額9,000円と定め、乙は利用月の10日に甲の定める方法によってこれを甲に支払うものとします。但し、月の中途で契約締結の場合、当該月を1か月とみなすとともに、その駐車料金は、1ヶ月を30日として日割計算で算出するものとします。

2. 月の中途中に於いて解約した場合、乙はその月の月額分を支払わねばなりません。但し、乙が1ヶ月の予告期間をもって解約の申し出の場合は、日割計算にて支払うことができます。

## 第4条（乙の賠償義務）

乙又は、その代理人、使用人、運転手、同乗者、その他、乙に関係する者が故意又は過失により、本駐車場又は、その施設並びに駐車場内に駐車中の他の自動車或いは付属品に損害を与えたときは、乙の自己責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

## 第5条（甲の免責）

天災、地変、火災、盜難、事故その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由によって乙の自動車その他の物件に損害が生じても、甲は一切その責を負いません。

## 第6条（乙の義務）

乙は、駐車場の利用に際して、敷地の安全と環境の維持に努め、以下の事項を遵守することとします。

- イ. 駐車場内に自動車以外の物を放置しないこと。
- ロ. 駐車場に接した緑地内の除草を適時実施し、緑地環境を維持すること。

2. 駐車場利用の自動車の車種等に変更があった場合、乙は、別に定める様式により、すみやかに甲に届出しなければなりません。

## 第7条（利用権の譲渡禁止）

乙は、他人に本駐車場の利用、又は、本契約上の権利を譲渡することはできません。

## 第8条（駐車料金の変更）

甲は、施設の改善又は必要と認めるとき、契約期間内であっても1か月の予告期間をもって駐車料金を改訂することができます。

## 第9条（解約）

本契約期間中に契約を解約するとき、甲は3か月前までに、乙は10日前までに、各々相手方へ事前に通知しなければなりません。

## 第10条（契約の解除）

乙が本契約に違反したとき、または第3条に定める支払いが無い時、甲は予告なしに直ちに本契約を解除することができます。

年　　月　　日

甲　　車返西住宅管理組合　　理 事 長　　㊞

乙　　車返西住宅　　号棟　　号室　　㊞